

高機能消防指令システム及び
消防救急デジタル無線システム
総合整備事業

公募型プロポーザル審査実施要領

令和5年8月

高山市消防本部

目 次

1	目的	1
2	審査方法	1

別紙1 公募型プロポーザル審査基準

別紙2 公募型プロポーザル審査表

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業 に係る公募型プロポーザル審査実施要領

1 目的

この要領は、「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業」における受託事業候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

2 審査方法

(1) 審査委員

審査委員は、「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 提案内容、事業実施能力に関する審査

審査項目及び配点は、別紙1「公募型プロポーザル審査基準」のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムに係る公募型プロポーザル実施要領に定める提案書等を基にした事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングとする。

(4) 順位の選定方法

各審査委員の「公募型プロポーザル審査表」(別紙2)を基に、各審査委員の専門分野の視点において評価する。

各審査委員の専門分野は、情報システム分野、電気電子分野、行政分野、消防分野とし、評価配分は均等とする。

総評価点が一番高い者(以下「最優秀提案者」という。)を契約候補者とし、次に高い者(以下「次点提案者」という。)を次点候補者とする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、同得点者を対象として再審査を行い、順位を決定する。

(6) 最低基準

各審査委員の評価点の合計が、評価基準点の合計値の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たない事業者は選定の対象としない。なお、事業者全員が最低基準点に満たない場合は事業者全員に再提出を求め再審査を実施するものとし、再審査の日程は別途通知する。

(7) 応募者が1社の場合又ははない場合の取り扱い

応募者が1社の場合で最低基準を満たす場合は、当該事業者を契約候補者とする。

最低基準点に満たない場合は、事業者に再提出を求め再度審査を実施するものとし、再審査の日程は別途通知する。応募者がいない場合は別途検討する。

(8) 審査対象外

参加表明書の提出後、辞退届を提出せず期限までに審査に必要な提出書類を提出しなかった場合又は審査会に参加しなかった場合は審査の対象外とする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。